

太田高等看護学院 在学生 様

COVID-19 による出席停止の通知書

SUBARU 健康保険組合  
太田高等看護学院  
学院長 有野 浩司

COVID-19 のため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。  
COVID-19 の出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<COVID-19 の出席停止期間の基準>  
「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快してから 1 日を経過するまで。」

COVID-19 と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと下記の「COVID-19 における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

.....

学院長 様

COVID-19 における療養報告書

学年 学籍番号 氏名 \_\_\_\_\_

1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_

2 診断日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 登校再開日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「症状が軽快した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ <b>発症日</b> ： _____ 月 _____ 日
2	症状が軽快した日から 1 日以上経過している。 ⇒ <b>解熱した日</b> ： _____ 月 _____ 日 <b>症状が軽快した日</b> ： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印